

議 答 申 個 第 2 2 号

平成 1 9 年 8 月 1 7 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

センシティブ情報（要注意個人情報）を収集することについて
て（答申）

平成 1 9 年 6 月 5 日付け生企第 6 6 号で諮問のあったこのことについて、
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>公募により指定管理者や審議会等の委員などを選任等する場合に、生駒市長と生駒警察署長との間で締結した「暴力団等の介入の排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、個人又は法人その他の団体が暴力団等に該当するか否かの個人情報を生駒警察署から収集することについて</p>
審議会の意見	<p>合意書により収集する個人情報には生駒市個人情報保護条例第7条第2項に規定する原則収集が禁止される個人情報(センシティブ情報)が含まれるおそれがあるものの、本合意書の目的には公益性があり、その目的を達成するためには、合意書第1の(1)～(6)に規定されているすべての項目について収集することが、必要不可欠であると認める。</p> <p>なお、個人等の権利利益を侵害しないよう、収集した個人情報は安全かつ適正に管理するよう申し添える。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、公募により指定管理者や審議会等の委員などを選任等する場合に、生駒警察署から収集する暴力団等に該当するという個人情報が、生駒市個人情報保護条例第7条第2項で収集を制限している社会的差別の原因となるおそれがある事項に該当するとして本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、上記の個人情報が社会的差別の原因となるおそれがある事項に該当するかどうか、また、実施する内容、収集項目及び収集した個人情報の取扱いについて、慎重に審議した結果、本人が暴力団員であるという情報をセンシティブ情報とすることには疑問があるとの意見もあったが、収集する個人情報の中に、関係者等が社会的に不当な差別を受けるおそれがある原因になる情報が含まれるおそれがあるものの、本合意書の目的には公益性があり、その目的を達成するためには合意書第1の(1)～(6)に規定されているすべての項目について収集することが必要不可欠であると認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、収集した個人情報は目的を達成した後は、適切に廃棄するなど安全かつ適正に管理するようという意見があっ</p>

	た。
収 集 先	生駒警察署
審 議 日	平成19年6月18日、7月17日
所 管 課	企画財政部 企画政策課